

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条

例制定の件

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年東大阪市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１３条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

新	旧
(登録の申請の確認) 第5条 市長は、申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び第3条第2項の規定により用いた印鑑に係る東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例第6条第1項に規定する印鑑登録原票の記録事項(印影を含む。)を確認しなければならない。 (地方自治法施行規則に規定する代理人による申請等) 第13条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人が置かれている認可地縁団体の代表者等は、第3条第1項及び第11条に規定する申請並びに第8条に規定する届出について当該代理人に委任することができる。	(登録の申請の確認) 第5条 市長は、申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び第3条第2項の規定により用いた印鑑に係る東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例第6条第1項に規定する印鑑登録原票の記録事項(印影を含む。)を確認しなければならない。 (地方自治法施行規則に規定する代理人による申請等) 第13条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人が置かれている認可地縁団体の代表者等は、第3条第1項及び第11条に規定する申請並びに第8条に規定する届出について当該代理人に委任することができる。こ

この場合において、第 3 条第 1 項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第 8 条及び第 11 条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 (略)

の場合において、第 3 条第 1 項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第 8 条及び第 11 条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 (略)